

令和4年度（2022年度）
第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会

開催日時 令和4年（2022年）7月15日（金）13時30分から

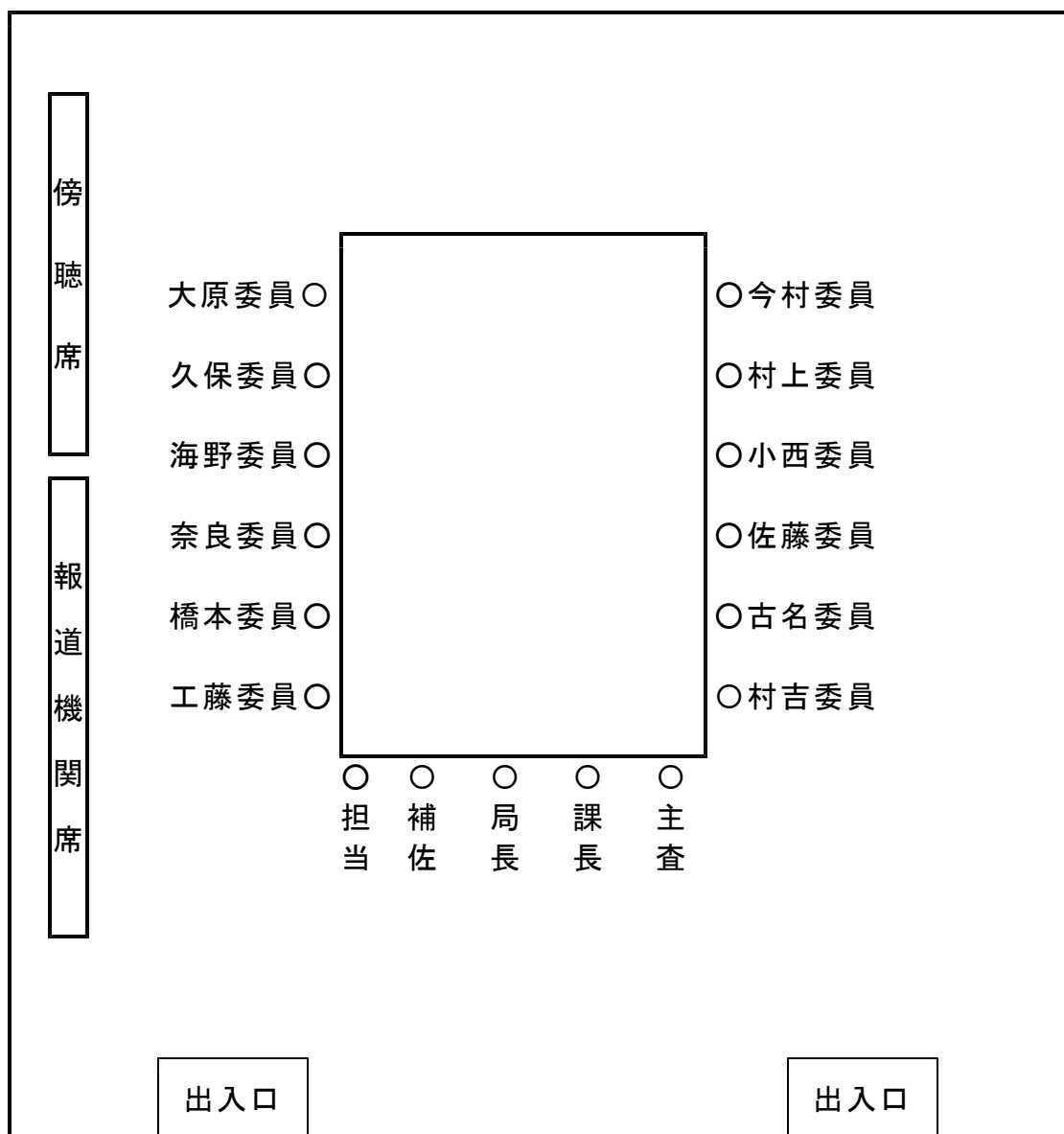
開催場所 道立道民活動センターかでの2・7 10階1050会議室

北海道保健福祉部

北海道公衆浴場入浴料金審議会委員名簿

区 分	所 属	職	氏 名	備考
学識経験 のある者	北 海 学 園 大 学	教 授	今村 聡	
	北 星 学 園 大 学	教 授	大原 昌明	
	北 海 道 大 学 大 学 院	教 授	久保 淳司	
	北 海 学 園 大 学	教 授	村上 愛	
公衆浴場の 利用者を 代表する者	連 合 北 海 道	総合政策局次長	海野 淳	
	（ 一 社 ） 北 海 道 消 費 者 協 会	監 事	奈良 初枝	
	（ 公 社 ） 札 幌 消 費 者 協 会	理 事	橋本 弘美	
	北 海 道 女 性 団 体 連 絡 協 議 会	副 会 長	工藤 多希子	
公衆浴場 経営者を 代表する者	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	理 事 長	小西 廣幸	
	同 上	副 理 事 長	佐藤 敏光	
	同 上	常 務 理 事	古名 町子	
	同 上	理 事	村吉 哲	

令和4年度（2022年度）第1回北海道公衆浴場入浴料金審議会座席表



会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会長、副会長選出
- 3 あいさつ
- 4 報告
令和4年度（2022年度）公衆浴場経営実態調査結果について
- 5 協議
公衆浴場入浴料金に係る審議について
- 6 その他
- 7 閉会

【配付資料】

- 資料1 令和4年度（2022年度）公衆浴場経営実態調査結果
- 資料2 A重油価格表
- 資料3 全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表及び北海道入浴料金の推移
- 資料4 令和元年度答申書の写し

【参考資料】

- 関係法令（抜粋）
- 平成元年7月31日付け答申書
- 平成9年6月9日付け答申書
- 平成17年8月22日付け答申書
- 平成20年7月18日付け答申書
- 平成26年7月18日付け答申書

令和 4 年度（2022年度）
公衆浴場経営実態調査結果

北 海 道 保 健 福 祉 部

目 次

	頁
○公衆浴場経営実態調査について	1
○実態調査の概要	2
○調査結果	
(1) 調査結果総括表（調査対象施設の1月平均）	3
参考－推定される収支について	4
(2) 1月平均入浴料金収入及び営業費用、一日平均入浴客数	5
(3) 月間営業費用内訳表（事業主報酬除く）（総括表）	6
(4) 月間営業費用明細	
ア 燃料費	7
イ 消耗品費	8
ウ 修繕料	8
エ 備品費	9
オ 会費及び交際費	9
カ 公租公課	9
キ 減価償却費	9
ク 借入、支払利子	9
ケ その他諸経費	10
(4) 資本及び建物の価格	11
(5) 営業外収入（年額（平均））	12

公衆浴場経営実態調査について

物価統制令に基づく入浴料金を決定するため、道内のすべての公衆浴場を対象とした調査である「公衆浴場基本調査」を基に、全道の代表的な施設を抽出し、公衆浴場の経営実態（収入、人件費や燃料費などの支出）を調査する。

※ 公衆浴場基本調査では、調査年の2年前のデータとなるが、経営実態調査では、1年前～直近のデータを得ることが可能。

◎ 実施時期

5月～6月初旬

◎ 実施方法

帳簿等の確認 : 調査期間中、道（市）職員が調査対象施設に赴き、収入及び支出の帳簿書類を確認

客数のカウント : 調査対象施設の経営者等が調査期間中の1週間の客数をカウントし、道へ報告

◎ 収入及び支出の帳簿書類の概要

調査経費科目	基礎となる主な関係帳簿等	
	第1次的なもの	第2次的なもの
収入	現金出納帳・決算書・仕入帳	
人件費	決算書	支払明細帳
用水費	支払明細帳	領収証書
燃料費	仕入帳	支払明細帳・領収証書
光熱費	支払明細帳	領収証書
消耗品費	〃	〃
修繕料	〃	〃
賃借料	契約書	支払明細帳・領収証書
備品費	支払明細帳	領収証書
火災保険料等	保険証書	〃
旅費及び交通費	支払明細帳	決算書・領収証書
会費及び交際費	〃	〃
減価償却費	固定資産台帳	決算書
公租公課	納入通知書	領収証書
支払利子	契約書	融資返済明細帳・領収証書
その他の諸経費	支払明細帳	決算書・領収証書

令和 4 年度（2022年度）公衆浴場経営実態調査の概要

1 客数のカウント

調査日：令和 4 年 5 月 2 2 日（日）から 5 月 2 8 日（土）まで

2 調査施設の選定

令和 3 年度公衆浴場基本調査結果から、次の①から④までのすべての条件に該当する施設を対象施設とした。

― 選定条件 ―

- ① 入浴料金収入が 8 0 0 万円以上 2, 4 0 0 万円未満のもの。
- ② 所得税の申告が青色によるもの。
- ③ 使用水が上水道又は上水道・井水の併用であるもの。
- ④ 年間を通じて営業したもの。

3 調査対象（実施）施設

上記選定条件を満たす 4 3 施設のうち、調査協力を得られた 1 9 施設について調査を実施した。

（単位：施設）

地域区分 収入区分	調査対象（実施）施設数					摘要
	道 南	道 央	道 北	道 東	計	
800 ～ 900		8 (4)	1 (0)	2 (1)	1 1 (5)	
900 ～ 1,000		3 (2)	1 (1)	1 (0)	5 (3)	
1,000 ～ 1,100	1 (0)	4 (2)		2 (1)	7 (3)	
1,100 ～ 1,200	1 (0)			1 (1)	2 (1)	
1,200 ～ 1,300		1 (1)			1 (1)	
1,300 ～ 1,400			1 (1)		1 (1)	
1,400 ～ 1,500		2 (0)			2 (0)	
1,500 ～ 1,600		3 (1)	1 (0)		4 (1)	
1,600 ～ 1,700		2 (1)			2 (1)	
1,700 ～ 1,800	1 (1)				1 (1)	
1,800 ～ 1,900		1 (0)	1 (0)	1 (1)	3 (1)	
1,900 ～ 2,000						
2,000 ～ 2,100		3 (0)			3 (0)	
2,100 ～ 2,200						
2,200 ～ 2,300						
2,300 ～ 2,400				1 (1)	1 (1)	
計	3 (1)	2 7 (1 1)	5 (2)	8 (5)	4 3 (1 9)	

（収入区分単位：万円）

※ 道南：渡島、檜山

道央：石狩、後志、空知、胆振、日高

道北：上川、留萌、宗谷

道東：オホーツク、十勝、釧路、根室

(1) 調査結果総括表 (調査対象施設の1月平均)

資料1

(単位:円)

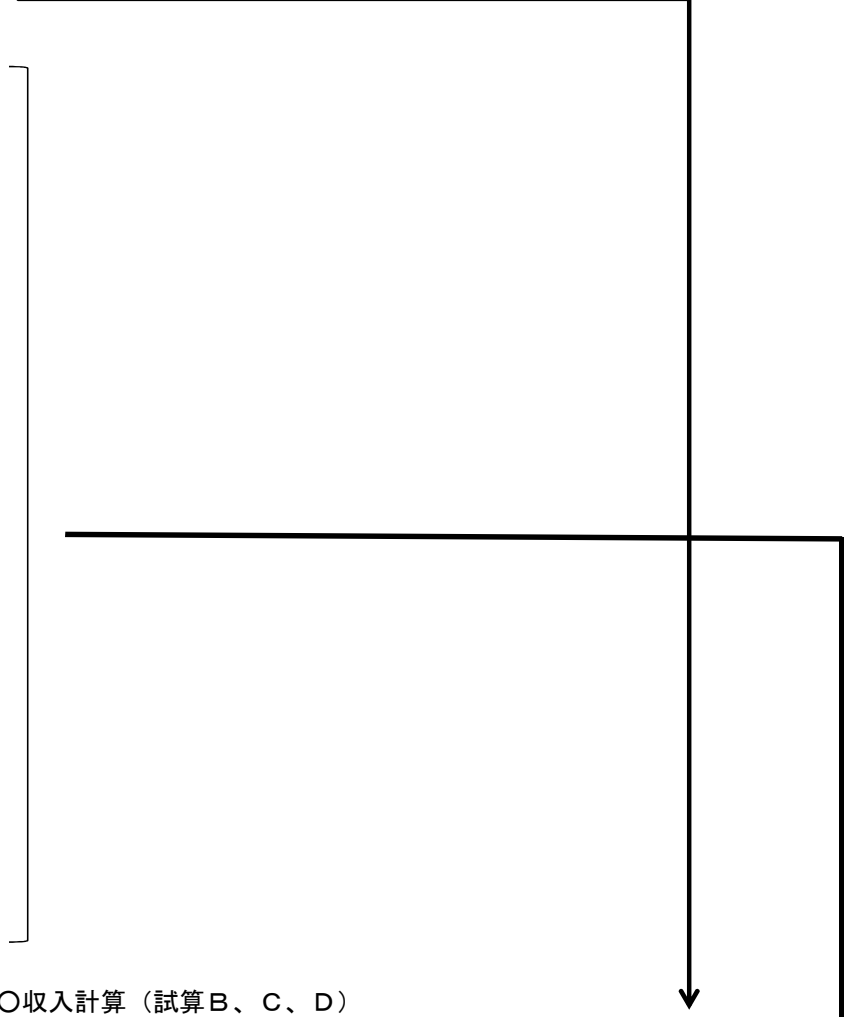
項目	事項	審 議 会	実 態 調 査	比 較	備 考					
		基 準 額	(書面調査)							
		R1.7	今 回	(B - A)	項目	1日平均	営業	入浴	収入金額	
		(A)	(B)		区分	入浴客数	日数	料金		
収 入	入 浴 料 金	1,057,966	1,053,565	-4,401	審 議 会	大人	89.6	26	450	1,048,320
						中人	2.0	26	140	7,280
						小人	1.3	26	70	2,366
						計	92.9			1,057,966
						大人料金換算入浴客数			90.5 人	
	営 業 外 入 収	55,212	59,196	3,984	(実態調査(5月)入浴客数調査)	大人	89.9	26	450	1,051,830
						中人	1.0	26	140	3,640
						小人	0.7	26	70	1,274
						計	91.6			1,056,744
						大人料金換算入浴客数			90.4 人	
収 益 合 計	1,113,178	1,112,761	-417							
営 業 費 用	人 件 費	事 業 主	389,598	389,598	0					
		従 業 員	211,739	217,734	5,995					
	用 水 費	上 水 道 料	9,489	9,340	-149					
		下 水 道 料	7,205	7,885	680					
	燃 料 費	140,117	139,328	-789						
	光 熱 費	82,621	102,139	19,518						
	消 耗 品 費	18,029	24,622	6,593						
	修 繕 料	21,614	20,902	-712						
	借 損 料	10,310	13,431	3,121						
	備 品 費	4,294	8,511	4,217						
	保 険 料 等	7,025	12,478	5,453						
	旅 費 及 び 交 通 費	825	573	-252						
	会 費 及 び 交 際 費	14,765	14,298	-467						
	減 価 償 却 費	69,330	31,079	-38,251						
	公 租 公 課	30,845	51,112	20,267						
支 払 利 子	9,810	9,872	62							
そ の 他 諸 経 費	35,671	49,028	13,357							
計	1,063,287	1,101,930	38,643							
資 本 報 酬	40,029	40,029	0							
建 物 再 調 達 費	15,955	15,955	0							
費 用 合 計	1,119,271	1,157,914	38,643							
収 支 差	-6,093	-45,153	-39,060							

※ 実態調査額をベースとした令和4年(2022年)の推定収支については次ページ参照

参考—推定される収支について

資料1

事項 項目	審議会基準額 (R1.7)	実態調査結果	試算A	試算B	試算C	試算D
入浴料金収入	1,057,966	1,053,565	1,053,565	1,056,744	1,056,744	1,056,744
営業外収入	55,212	59,196	59,196	59,196	59,196	59,196
収益合計	1,113,178	1,112,761	1,112,761	1,115,940	1,115,940	1,115,940
人件費						
事業主	389,598	389,598	389,598	389,598	389,598	389,598
従業員	211,739	217,734	217,734	221,719	221,719	221,719
用水費						
上水道料	9,489	9,340	9,340	9,414	9,414	9,414
下水道料	7,205	7,885	7,885	7,885	7,885	7,885
燃料費	140,117	139,328	164,419	164,419	164,419	161,895
光熱費	82,621	102,139	102,139	113,012	118,960	122,752
消耗品費	18,029	24,622	24,622	23,601	24,844	24,844
修繕料	21,614	20,902	20,902	20,036	21,090	21,090
借損料	10,310	13,431	13,431	13,431	13,431	13,431
備品費	4,294	8,511	8,511	8,158	8,588	8,588
保険料等	7,025	12,478	12,478	12,478	12,478	12,478
旅費及び交通費	825	573	573	544	573	573
会費及び交際費	14,765	14,298	14,298	13,583	14,298	14,298
減価償却費	69,330	31,079	31,079	31,079	31,079	31,079
公租公課	30,845	51,112	51,112	51,112	51,112	51,112
支払利子	9,810	9,872	9,872	9,872	9,872	9,872
その他諸経費	35,671	49,028	49,028	46,996	49,469	49,469
計	1,063,287	1,101,930	1,127,021	1,136,936	1,148,828	1,150,096
資本報酬	40,029	40,029	40,029	40,029	40,029	40,029
建物再調達費	15,955	15,955	15,955	15,955	15,955	15,955
費用合計	1,119,271	1,157,914	1,183,005	1,192,920	1,204,812	1,206,080
収支差	-6,093	-45,153	-70,244	-76,980	-88,872	-90,140



★収支算出方法

	収入	支出	(重油・灯油価格)	(電気価格)
試算A	実態調査額(書面)	燃料費のみ審議会計算で算出	直近3ヶ月	審議会計算
試算B	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算	直近3ヶ月	直近3ヶ月
試算C	1日平均入浴客数(実測)	審議会計算	直近3ヶ月	直近3ヶ月
試算D	1日平均入浴客数(実測)	(ただし、経費-5%を除く)	直近1ヶ月	直近1ヶ月

○収入計算(試算B、C、D)

	1日平均	営業日数	入浴料金	収入
大人	89.9	26	450	1,051,830
中人	1.0	26	140	3,640
小人	0.7	26	70	1,274
入浴料金収入				1,056,744
営業外収入				59,196
収入合計				1,115,940

○支出(試算A、B、C、D)

項目	基本額	係数1	係数2	係数3	試算A	試算B	試算C	試算D
人件費								
事業主	審議会基準額				389,598	389,598	389,598	389,598
従業員	実態調査額×賃上げ率1.83%(R4年5月末)	1.0183			217,734	221,719	221,719	221,719
用水費								
上水道料	実態調査額×平均上昇率0.79%(直近:H28~R2)	1.0079			9,340	9,414	9,414	9,414
下水道料	実態調査額				7,885	7,885	7,885	7,885
燃料費								
重油	実態調査使用量×R4平均単価(直近3ヶ月)	99.11	96.18		87,118	87,118	87,118	84,542
ガス	実態調査額				12,900	12,900	12,900	12,900
灯油	実態調査使用量×R4平均単価(直近3ヶ月)	119.40	120.20		7,761	7,761	7,761	7,813
廃油	実態調査額				53,754	53,754	53,754	53,754
廃材	実態調査額				780	780	780	780
その他	実態調査額				2,106	2,106	2,106	2,106
計					164,419	164,419	164,419	161,895
光熱費	[実態調査額+燃料費調整額]×95%	16,821	20,613	0.95	102,139	113,012	118,960	122,752
消耗品費	実態調査額×物価上昇率0.9%×95%	1.009		0.95	24,622	23,601	24,844	24,844
修繕料	実態調査額×物価上昇率0.9%×95%	1.009		0.95	20,902	20,036	21,090	21,090
借損料	実態調査額				13,431	13,431	13,431	13,431
備品費	実態調査額×物価上昇率0.9%×95%	1.009		0.95	8,511	8,158	8,588	8,588
保険料等	実態調査額				12,478	12,478	12,478	12,478
旅費及び交通費	実態調査額×95%			0.95	573	544	573	573
会費及び交際費	実態調査額×95%			0.95	14,298	13,583	14,298	14,298
減価償却費	実態調査額				31,079	31,079	31,079	31,079
公租公課	実態調査額				51,112	51,112	51,112	51,112
支払利子	実態調査額				9,872	9,872	9,872	9,872
その他諸経費	実態調査額×物価上昇率0.9%×95%	1.009		0.95	49,028	46,996	49,469	49,469
資本報酬	審議会基準額				40,029	40,029	40,029	40,029
建物再調達費	審議会基準額				15,955	15,955	15,955	15,955
支出合計					1,183,005	1,192,920	1,204,812	1,206,080

(2) 1月平均入浴料金収入及び営業費用、一日平均入浴客数

資料1

番号	1月平均入浴料金収入及び 営業費用（事業主報酬除く）			一日平均入浴客数(人)			
	入浴料金収入 (A)	営業費用(B)	差額(A-B)	大人	中人	小人	合計
1	854,637	550,979	303,658	77.7	0.5	0.6	78.8
2	858,750	464,574	394,176	79.0	0.5	0.3	79.8
3	788,448	541,111	247,337	71.5	0.2	1.0	72.7
4	788,731	583,534	205,197	71.8	0.5	0.5	72.8
5	647,594	389,334	258,260	55.6	1.0	0.3	56.9
6	845,874	517,502	328,372	76.8	0.6	0.8	78.2
7	1,483,314	847,155	636,159	137.0	1.0	2.5	140.5
8	701,392	488,516	212,876	62.4	0.0	0.0	62.4
9	893,421	633,084	260,337	82.3	2.6	1.5	86.4
10	1,078,774	828,826	249,948	96.2	0.6	0.3	97.1
11	1,199,312	854,573	344,739	109.4	1.8	0.8	112.0
12	1,518,215	1,131,637	386,578	128.8	0.5	0.0	129.3
13	1,224,303	929,863	294,440	98.8	1.5	0.6	100.9
14	989,400	699,411	289,989	79.8	3.0	0.0	82.8
15	738,204	544,223	193,981	49.5	0.8	0.5	50.8
16	908,987	631,712	277,275	80.0	1.2	0.2	81.4
17	976,980	783,183	193,797	87.5	0.3	1.5	89.3
18	1,981,902	1,249,635	732,267	125.8	0.0	0.6	126.4
19	1,539,509	865,815	673,694	140.0	3.6	1.5	145.1
平均	1,053,565	712,332	341,233	89.9	1.0	0.7	91.6

(3)月間営業費用内訳表(事業主報酬を除く)(総括表)

資料1

施設別 項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	平均		
営	1 人件費	160,000	58,883	112,956	135,649	80,000	128,333	318,755	101,542	94,058	270,000	239,121	452,838	338,445	218,420	250,078	130,000	299,125	450,752	298,000	217,734	
	2 用水費	6,830	3,987	4,840	3,443	7,115	3,638	8,577	15,667	7,301	19,280	19,301	48,287	88,359	8,150	23,211	1,903	13,436	27,933	16,039	17,225	
	内 上水	4,570	871	4,840	2,755	5,046	2,897	2,048	0	5,004	19,280	12,047	42,410	8,179	4,167	15,380	1,183	8,863	21,956	15,978	9,340	
	訳 下水	2,260	3,116	0	688	2,069	741	6,529	15,667	2,297	0	7,254	5,877	80,180	3,983	7,831	720	4,573	5,977	61	7,885	
業	3 燃料費	31,438	106,275	96,531	279,066	113,620	234,600	67,080	186,876	262,129	170,620	190,060	336,982	90,084	40,464	54,852	133,930	128,756	73,080	51,040	139,328	
	4 光熱費	114,931	72,534	126,775	85,315	30,219	65,000	79,069	39,240	58,812	152,153	74,581	54,908	154,211	203,362	85,815	83,312	111,651	247,510	101,248	102,139	
	5 消耗品費	28,714	37,316	16,124	3,690	24,958	12,385	30,631	8,380	14,550	29,177	36,886	17,456	25,068	25,284	16,502	21,477	29,856	57,865	31,506	24,622	
	6 修繕料	5,595	17,691	25,070	12,210	9,430	1,494	111,604	25,574	1,009	1,100	31,410	14,631	20,247	11,771	18,933	28,176	23,394	22,899	14,909	20,902	
	7 借損料	0	30,000	0	0	0	0	125,000	0	0	0	38,000	0	12,189	0	0	0	0	0	50,000	13,431	
	8 備品費	331	4,748	14,515	0	366	675	25,841	0	8,882	7,846	1,481	28,814	0	2,829	3,300	2,889	10,618	25,407	23,173	8,511	
	9 保険料	5,130	5,257	1,333	1,298	16,298	3,993	8,408	6,008	25,738	13,563	7,230	12,418	9,809	14,652	1,768	40,398	22,669	22,119	19,010	12,478	
	10 旅費交通費	0	55	0	0	0	0	0	0	0	6,918	2,174	1,000	0	0	0	0	0	0	0	750	573
	11 会費交際費	12,625	12,879	12,920	12,654	13,845	14,714	15,245	24,658	15,087	31,201	15,745	17,597	10,944	9,695	10,283	12,077	8,067	10,179	11,254	14,298	
	12 減価償却費	65,085	2,220	17,679	22,842	0	4,878	2,512	16,100	26,358	14,573	49,858	68,409	39,375	51,975	16,267	19,871	43,840	51,477	77,181	31,079	
用	13 公租公課	44,043	57,566	59,308	4,808	41,359	29,144	0	43,033	78,302	55,900	82,366	19,083	58,831	90,416	16,317	44,858	79,640	87,659	78,500	51,112	
	14 支払利子	42,104	0	0	3,391	1,473	0	6,900	0	3,210	0	13,072	0	46,447	0	0	0	0	0	14,607	56,370	9,872
	15 その他諸経費	34,153	55,163	53,060	19,168	50,651	18,648	47,533	21,438	37,648	56,495	53,288	59,214	35,854	22,393	46,897	112,821	12,131	158,148	36,835	49,028	
	合計	550,979	464,574	541,111	583,534	389,334	517,502	847,155	488,516	633,084	828,826	854,573	1,131,637	929,863	699,411	544,223	631,712	783,183	1,249,635	865,815	712,332	

(4) ア 月間燃料費

資料1

番号	A重油			ガス			灯油			廃油			廃材			その他			施設別 平均月額
	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	数量	単価	平均月額	
1	208	79	16,432	0	0	0	2	97	194	0	0	0	92	161	14,812	0	0	0	31,438
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,725	39	106,275	0	0	0	0	0	0	106,275
3	83	71	5,893	0	0	0	82	97	7,954	2,167	38	82,346	0	0	0	2	169	338	96,531
4	2,958	77	227,766	150	342	51,300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279,066
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,208	50	110,400	0	0	0	20	161	3,220	113,620
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,692	50	234,600	0	0	0	0	0	0	234,600
7	0	0	0	0	0	0	255	96	24,480	852	50	42,600	0	0	0	0	0	0	67,080
8	2,848	59	168,032	0	0	0	112	82	9,184	0	0	0	0	0	0	60	161	9,660	186,876
9	4,101	59	241,959	0	0	0	71	80	5,680	0	0	0	0	0	0	90	161	14,490	262,129
10	0	0	0	0	0	0	146	95	13,870	1,650	95	156,750	0	0	0	0	0	0	170,620
11	0	0	0	88	290	25,520	0	0	0	1,732	95	164,540	0	0	0	0	0	0	190,060
12	3,634	83	301,622	0	0	0	340	104	35,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336,982
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,820	31	87,420	0	0	0	18	148	2,664	90,084
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,189	30	35,670	0	0	0	34	141	4,794	40,464
15	653	84	54,852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,852
16	1,292	84	108,528	72	290	20,880	38	119	4,522	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133,930
17	931	84	78,204	79	290	22,910	192	119	22,848	0	0	0	0	0	0	34	141	4,794	128,756
18	0	0	0	252	290	73,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73,080
19	0	0	0	176	290	51,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,040
平均	879	72	63,288	43	300	12,900	65	100	6,500	1,054	51	53,754	5	161	780	13	162	2,106	139,328

イ 消耗品費

品名	年額（平均）	例
掃除用具	44,037	竹ぼうき・庭ぼうき・判り・座敷ぼうき等
事務用品	4,870	文房具
衛生用品	36,545	トイレトーパー、ティッシュ等
化粧用品	43,463	石鹸、シャンプー、リンス等
作業着	5,535	つなぎ、軍手、長靴
消火器	0	
洗剤類	39,751	磨粉・粉石けん・洗剤
計器類	1,269	温度計、水位計、寒暖計
かご	81	
ござ・マット	6,537	
照明器具	5,912	電球・蛍光灯
殺虫剤	270	
消毒剤	18,155	さらし粉、次亜塩素酸Na溶液、アルコール
ろ過用材	868	けい藻土・ろ過剤・硫酸ばん土
鑄缶材	0	
入浴剤	62,772	
電子機器	122	
すのこ	1,985	
防犯関係装置	0	
高齢者等に配慮した物品(杖・シャワーチェア・滑り止めマット)	3,117	杖・シャワーチェア・滑り止めマット
その他	20,184	
合計	295,474	

ウ 修繕料

資料1

品名	年額（平均）
内釜	296
元釜	5,505
バーナー	4,979
温水器	38,038
温度調節器	5,279
ろ過器	13,407
廃油燃焼器	3,373
煙突	0
塩素滅菌器	0
水配管関連部品	36,883
施設内装	18,377
シャワー	2,517
カラン	3,793
ポンプ	13,115
家具	801
建具	7,173
電化製品	6,676
電気配線	41,461
トイレ	11,003
水・重油タンク	1,947
自動車	8,568
畳表替	0
火災報知器	4,574
高齢者等に配慮した器具等の修繕	0
その他	23,071
合計	250,835

エ 備品費

品名	年額（平均）
電化製品（テレビ、パソコン、冷蔵庫等）	9,408
照明器具	28,337
掃除用器具	1,494
時 計	0
ドライヤー	2,990
工具	0
家具（イス、テーブル等）	4,308
暖房器具	5,435
消火器	0
鏡	0
防犯関係機材	0
あんま・マッサージ器	0
展示物	0
高齢者等に配慮した備品	9,078
その他	41,090
合計	102,140

オ 会費及び交際費

区分	年額（平均）
(1) 公衆浴場組合費	147,676
(2) 町内会費	6,099
(3) 商工会費	3,026
(4) 防犯協会費	368
(5) 食品衛生協会費	653
(6) 青色申告会費	342
(7) その他会費	13,421
(8) 交際費	0
合計	171,586

カ 公租公課

区分	年額（平均）
(1) 事業税	24,000
(2) 固定資産税	112,446
(3) 都市計画税	13,700
(4) 自動車税	11,504
(5) 軽自動車税	2,689
(6) 消費税	449,012
合計	613,352

キ 減価償却費

資料1

品名	年額（平均）
(1) 家屋	3,081
(2) 元釜	62,518
(3) 重油バーナー	1,377
(4) ろ過機	10,272
(5) 滅菌機	0
(6) 温水器	7,816
(7) 元釜槽	0
(8) 暖房機	0
(9) 水槽	726
(10) 浴槽	0
(11) タイル	0
(12) 配管カラン	0
(13) 煙突	7,898
(14) 井戸ポンプ	4,775
(15) 火災報知器	0
(16) モーター	2,880
(17) 貯湯槽	0
(18) 自動車	73,933
(19) 温度調節器	0
(20) 超音波装置	0
(21) 内釜	48,955
(22) 自動販売機	0
(23) ラドン設備	0
(24) 脱衣場ロッカー	0
(25) 電気浴機	0
(26) 高齢者向け配慮物品	0
(27) サウナ他	148,719
合計	372,951

ク 借入・支払利子

区分	金額
(1) 借り入れ件数	1
(2) 借入残高	6,704,602
(3) 支払利子 年額	118,471
平均月額	9,872

ケ その他諸経費

資料1

区 分	年額（平均）	備 考
物品仕入	180,884	
除雪費	3,901	
経理関係費	145,775	
通信費	50,561	
広告宣伝費	11,226	
自動車関係費	4,137	
駐車場使用料	323	
検査料	7,852	
清掃関係費	114,226	
新聞・雑誌購読料	24,662	
機械器具リース料	8,589	
厚生費	229	
その他	35,982	
合計	588,346	

(5) 資本及び建物の価格

資料1

番号	資本額	建物の価格
1	-3,194,087	545,900
2	55,494,171	1
3	0	0
4	3,956,708	4,548,828
5	-5,510,723	1
6	-24,971,356	18,326,980
7	-23,050,430	0
8	19,061,643	1
9	40,332,343	20,077,977
10	0	1,873,502
11	-17,640,000	2,400,000
12	8,622,860	4,235,969
13	1,254,011	1
14	730,821	683,104
15	0	0
16	-7,599,821	1,708,796
17	11,152,128	12,152,553
18	1,893,195	135,849
19	32,925,218	1,160,136
計	93,456,681	67,849,598

(6) 営業外収入（年額（平均））

資料1

番号	飲食物販売	物品販売	ドライヤー使用料	あんま器使用料	広告料	公的助成費		利息・配当金等	賃貸料	その他
	(ジュース、牛乳、 アイス等)	(石鹸、シャンプ ー、タオル等)					うちコロナ関係			
1	400,617	40,061	41,970	40,000	0	100,000	100,000	3,835	0	48,097
2	264,000	154,000	0	0	0	40,480	0	0	0	0
3	606,537	53,463	0	0	0	0	0	0	0	0
4	528,870	244,730	12,040	0	0	40,480	0	0	110,000	138,419
5	351,240	102,240	12,040	0	0	40,480	0	0	0	0
6	139,029	3,226	20,580	0	0	0	0	0	0	0
7	594,551	31,265	0	0	0	100,000	100,000	0	0	107,265
8	25,293	55,639	0	0	0	113,200	0	0	0	0
9	0	46,336	0	0	0	406,200	300,000	6,000	0	124,757
10	422,249	114,360	0	0	0	36,702	0	0	0	235,840
11	319,038	47,855	0	85,200	0	214,500	0	0	0	694,657
12	542,105	113,799	0	28,400	0	0	0	0	0	136,914
13	314,875	134,947	18,950	0	0	0	0	98	0	22,000
14	1,122,810	0	78,580	0	0	125,000	87,000	0	0	157,764
15	576,670	230,668	0	0	0	0	0	0	0	311,117
16	89,872	22,468	0	0	0	0	0	3,689	0	217,350
17	218,516	11,700	0	0	0	61,072	0	30,122	0	140,660
18	226,033	30,578	26,550	0	0	0	0	120	0	524,110
19	519,022	0	0	0	0	0	0	0	0	142,886
平均	382,175	75,649	11,090	8,084	0	67,269	30,894	2,308	5,789	157,991

A 重油 価格 表

北 海 道 保 健 福 祉 部

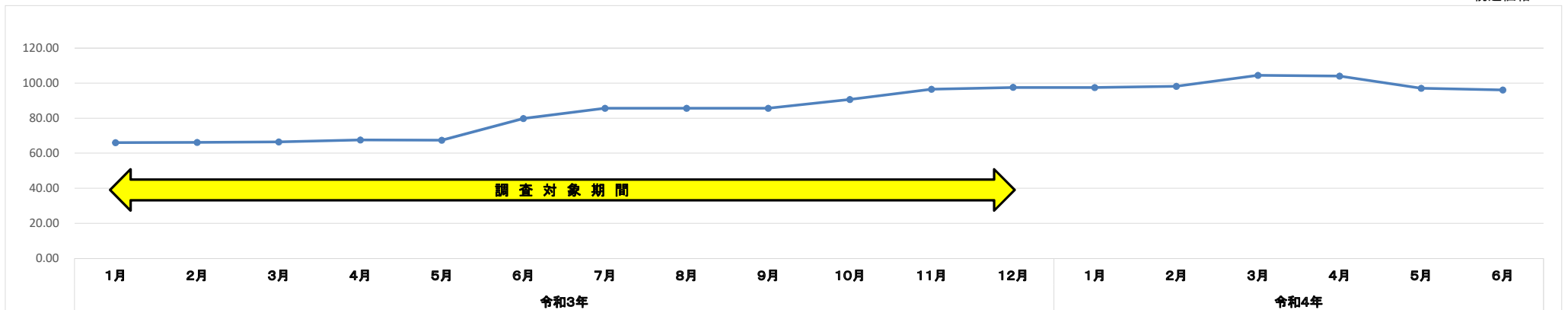
A 重油 価格表

(北海道公衆浴場業生活衛生同業組合)

(円) 令和4年6月20日提出

年月 支部・ 組合名	令和3年												令和4年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
札幌	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	77.00	84.70	84.70	84.70	92.40	97.90	97.90	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90
小樽	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	77.00	84.70	84.70	84.70	92.40	97.90	97.90	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90
函館	58.32	58.32	58.32	68.04	68.04	81.4	88.00	88.00	88.00	88.00	95.70	101.20	101.20	101.20	107.80	107.80	101.20	101.2
室蘭	68.04	68.04	68.04	68.04	68.04	72.26	73.26	73.26	73.26	73.26	80.96	80.96	80.96	80.96	87.56	87.56	87.56	80.96
苫小牧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩見沢	65.88	65.88	65.88	65.88	65.88	79.20	86.90	86.90	86.90	94.60	94.60	100.10	100.10	100.10	106.70	106.70	99.50	99.50
滝川	76.60	78.30	80.80	79.90	78.80	97.90	99.00	99.00	99.00	100.50	109.50	107.00	106.50	112.50	115.50	112.20	-	-
旭川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
稚内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北見	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
網走	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
釧路	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	77.00	84.70	84.70	84.70	92.40	97.90	97.90	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90
根室	64.80	64.80	64.80	64.80	64.80	77.00	84.70	84.70	84.70	92.40	97.90	97.90	97.90	97.90	104.50	104.50	97.90	97.90
帯広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	66.01	66.22	66.53	67.63	67.50	79.85	85.75	85.75	85.75	90.75	96.55	97.61	97.55	98.30	104.45	104.03	97.12	96.18

税込価格



全国公衆浴場入浴料金統制額一覧表
及び
北海道入浴料金の推移

北海道保健福祉部

全国公衆浴場入浴料金統制額一覽表 (R4. 6. 1時点)

都道府県	施行年月日	入浴料金				改定前料金	備考
		大人	中人	小人	洗髪		
北海道	R1. 10. 1	450	140	70	0	大人440、中人140、小人70	前料金 H26. 8. 11
青森	H28. 3. 1	450	150	60	0	大人420、中人150、小人60	前料金 H20. 10. 20
岩手	R2. 4. 1	450	150	70	0	大人430、中人150、小人70	前料金 H27. 1. 1
宮城	H27. 4. 1	440	140	80	0	大人400、中人140、小人80	前料金 H19. 4. 1
秋田	H31. 1. 1	460	130	90	0	大人360、中人130、小人90	前料金 H12. 4. 1
山形	H7. 4. 1	300	120	80	0	大人250、中人100、小人60、洗髪50	前料金 H4. 7. 1
福島	H30. 4. 1	450	150	90	0	大人400、中人150、小人90	前料金 H19. 9. 1
茨城	H10. 3. 1	350	130	70	0	大人300	前料金 H5. 3. 30
栃木	H26. 7. 15	420	180	90	0	大人390、中人150、小人80	前料金 H19. 8. 24
群馬	H26. 9. 1	400	180	80	0	大人360、中人150、小人70	前料金 H9. 12. 1
埼玉	R2. 4. 1	450	180	70	0	大人430、中人180、小人70	前料金 H26. 10. 1
千葉	R1. 10. 1	450	170	70	0	大人430、中人170、小人70	前料金 H26. 4. 1
東京	R3. 8. 1	480	180	80	0	大人470、中人180、小人80	前料金 H26. 7. 1
神奈川	R2. 9. 1	490	200	100	0	大人470、中人200、小人100	前料金 H26. 9. 1
新潟	R2. 4. 1	440	150	70	0	大人420、中人140、小人70	前料金 H26. 1. 1
富山	R1. 10. 1	440	140	60	0	大人420、中人130、小人60	前料金 H26. 8. 20
石川	R2. 3. 1	460	130	50	0	大人440、中人130、小人50	前料金 H26. 8. 1
福井	R2. 4. 1	450	150	60	0	大人430、中人150、小人60	前料金 H26. 11. 20
山梨	R1. 12. 1	430	170	70	0	大人400、中人170、小人70	前料金 H21. 2. 1
長野	H26. 3. 1	400	150	70	0	大人380、中人150、小人70	前料金 H19. 1. 1
岐阜	R1. 10. 1	460	150	70	0	大人420、中人150、小人70	前料金 H26. 4. 1
静岡	R1. 10. 1	450	180	90	0	大人400、中人160、小人80	前料金 H26. 4. 1
愛知	R4. 4. 1	460	150	70	0	大人440、中人150、小人70	前料金 H31. 4. 1
三重	R3. 1. 1	440	150	70	0	大人400、中人150、小人70	前料金 H26. 11. 28
滋賀	R2. 5. 1	450	150	100	0	大人430、中人150、小人100	前料金 H26. 9. 1
京都	H26. 8. 1	430	150	60	0	大人410、中人150、小人60	前料金 H20. 8. 1
大阪	R3. 8. 25	490	200	100	0	大人450、中人150、小人60	前料金 R1. 10. 1
兵庫	R1. 10. 1	450	160	60	0	大人430、中人160、小人60	前料金 H30. 4. 1
奈良	R1. 10. 1	440	160	80	0	大人420、中人150、小人80	前料金 H26. 4. 1
和歌山	R1. 10. 1	440	150	80	0	大人420、中人140、小人80	前料金 H21. 2. 1
鳥取	R3. 4. 1	450	150	80	0	大人400、中人150、小人80	前料金 H26. 4. 21
島根	H17. 9. 6	350	130	70	0	大人300、中人130、小人70	前料金 H8. 3. 8
岡山	R1. 10. 1	430	160	70	0	大人420、中人160、小人70	前料金 H27. 11. 30
広島	R1. 10. 1	450	200	100	0	大人430、中人150、小人70	前料金 H27. 9. 1
山口	R4. 5. 1	450	150	80	0	大人420、中人150、小人80	前料金 H27. 12. 1
香川	H27. 12. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 H20. 10. 1
愛媛	H26. 9. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 H20. 4. 1
徳島	H26. 12. 1	400	150	70	0	大人360、中人150、小人70	前料金 H20. 4. 1
高知	H26. 12. 1	400	150	60	0	大人360、中人150、小人60	前料金 H20. 7. 15
福岡	R1. 10. 1	450	180	70	0	大人440、中人180、小人70	前料金 H21. 2. 16
長崎	H19. 3. 15	350	150	80	0	大人300、中人150、小人80	前料金 H9. 11. 10
佐賀	H8. 2. 15	280	130	80	50	大人230、中人100、小人50	前料金 H2. 3. 1
大分	H19. 1. 12	380	150	70	0	大人300、中人140、小人70	前料金 H5. 12. 1
熊本	H26. 12. 1	400	150	80	0	大人360、中人120、小人60	前料金 H19. 2. 1
宮崎	H20. 2. 1	350	130	60	0	大人300、中人130、小人60	前料金 H5. 4. 1
鹿児島	R1. 10. 1	420	150	80	0	大人390、中人150、小人80	前料金 H24. 10. 1
沖縄	H18. 2. 11	370	170	100	0	大人200、中人100、小人70、洗髪30	前料金 S55. 11. 4
中央値		440	150	70	0		

※ 料金別内訳

大人	
490	2
480	1
460	4
450	14
440	6
430	3
420	2
400	7
390	0
380	1
370	1
350	4
300	1
280	1
計	47

中人	
200	3
190	0
180	6
170	3
160	3
150	22
140	3
130	6
120	1
計	47

小人	
100	5
90	4
80	12
70	16
60	9
50	1
計	47

北海道入浴料金の推移

(単位：円、小数点以下：銭)

改定年月日	大人	中人	小人	婦人洗髪料	乳幼児	備考
昭和 4. 6. 10	0.05		0.03			大人：15歳以上 小人：14歳以下
13. 5. 1	0.06		0.04		0.03	
13. 11. 11	0.06		0.03			
15. 6. 1	0.06(0.07)	0.03(0.04)	0.02(0.03)			()は市部
19. 2. 2	0.08	0.03	0.03	0.10		
19. 12. 8	0.10		0.05	0.15		
20. 8. 3	0.12		0.07	0.20		
20. 12. 10	0.40		0.25	0.50		
21. 4. 7	0.60		0.50	0.80		
21. 12. 21	1.00		0.80	1.50		
22. 3. 14	1.50		1.00	2.00		
22. 7. 9	3		1	1		
22. 10. 1	4		2	3		
23. 3. 17	5		3	5		
23. 7. 29	10	8	5	10		
23. 12. 10	12	10	5	12		
24. 11. 1	13	10	6.50	12		
25. 5. 1	12	8	5	12		
26. 5. 1	13	10	6	12		
26. 12. 27	15	12	7	12		
27. 5. 1	14	12	7	12		
32. 10. 1	15	12	7	12		大人：12歳以上 中人：6~12歳 小人：6歳未満
32. 12. 28	15	12	7	10		
33. 5. 1	16	13	7	10		
35. 7. 27	17	14	7	10		
37. 2. 26	19	15	8	10		
39. 1. 26	23	15	8	10		
41. 1. 8	28(36)	15(20)	8(10)	8(10)		()は離島
43. 4. 1	33(37)	17(19)	8(9)	5(6)		
45. 6. 20	33(48)	20(25)	10(13)	3(4)		
47. 4. 1	46(55)	20(25)	10(13)	0(0)		
48. 7. 27	62(80)	20(25)	10(13)	0(0)		
49. 1. 18	70(90)	25(35)	15(20)	0(0)		
49. 6. 16	90	45	20	0		離島料金廃止
50. 6. 10	115	60	30			
51. 6. 10	135	70	35			
52. 6. 15	155	80	40			
53. 6. 20	165	85	40			
54. 6. 28	180	95	45			
54. 11. 26	190	95	45			
55. 6. 9	220	100	50			
56. 6. 22	230	110	60			
57. 6. 15	240	120	60			
59. 8. 11	250	120	60			
61. 7. 25	260	120	60			
平成元. 9. 1	280	120	60			
3. 8. 1	300	140	70			
5. 8. 1	320	140	70			
7. 9. 1	340	140	70			
9. 8. 1	360	140	70			
13. 9. 1	370	140	70			
17. 10. 1	380	140	70			
18. 4. 15	390	140	70			
20. 8. 11	420	140	70			
26. 8. 11	440	140	70			
令和元. 10. 1	450	140	70			

令和元年度答申書の写し

北海道保健福祉部

答 申 書

北海道公衆浴場入浴料金審議会

令和元年（2019年）8月9日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 大原 昌明

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

令和元年（2019年）7月10日付け食衛第518号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	450円	440円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

近年では、自家風呂の普及が進み、道内の公衆浴場の利用者数は年々減少傾向にある。また、光熱費の値上げ、施設・設備の老朽化に伴う改修費用の増加などで、その経営環境は一層厳しさを増しており、施設数は減少の一途を辿っている。

こうした中、本審議会では知事からの諮問を受け、公衆浴場が衛生的で快適なサービスを提供できる、その適正な入浴料金について審議し、現状における厳しい経営環境や本年10月の消費税率引き上げによる影響等をかんがみた結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

一方で、公衆浴場を利用する地域住民の家計についても、同様に消費税率改定等による影響を受けることが予想され、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。そのため、公衆浴場業界においては、これまでも経営の改善等に努めてきたところであるが、引き続き、経営努力により営業経費を節減していくとともに、事業主の人件費を据え置く方針とした。

その結果、入浴料金は、大人料金を440円から450円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、社会情勢の変化や、それに伴う物価の上昇等が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合には、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、地域の住民、特に自家風呂を持たない人々の日常生活に欠くことのできない施設であり、多くの人に入浴の機会を提供することで地域の保健衛生水準を維持するだけでなく、世代をこえた交流の場として、住民の心身の健康増進等に大きく寄与している。「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」においては、このような公衆浴場が担う役割の重要性にかんがみ、地方公共団体に対し、公衆浴場の活用に適切な配慮をすること、また、公衆浴場経営者に対し、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって不可欠な存在であり、安全で良質なサービスの提供とともに、公衆浴場が担う社会的役割の重要性から安定した経営の継続が必要と考え、公衆浴場業界に対し、サービス内容の積極的なPR等により、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めることとともに、経費節減を図る効果的な方策についてより一層の検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保に向け、社会動向の変化や公衆浴場が地域に密接したものであることを十分認識し、施策を講ずるよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

参 考 資 料

- 関係法令（抜粋）
- 平成元年7月31日付け答申書
- 平成9年6月9日付け答申書
- 平成17年8月22日付け答申書
- 平成20年7月18日付け答申書
- 平成26年7月18日付け答申書

北 海 道 保 健 福 祉 部

関係法令（抜粋）

○物価統制令（昭和21年3月3日勅令第118号）

第4条 主務大臣物価が著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和27年7月31日政令第319号）

第11条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 一 令（物価統制令）第3条第1項但書の規定による許可
- 二 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

2 （略）

3 （略）

4 第1項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第4条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

附 則

第4項 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定により従前の例によることとされている統制額の指定のうち、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済企画庁関係政令の整備に関する政令（平成11年政令第373号）の施行の際同令による改正前の第11条の規定に基づき主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めている価格等に係るものについては、都道府県知事が行うこととする。

【改正前】

第11条 左の各号に掲げる主務大臣の職権は、主務大臣において地方行政機関の長又は都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、それぞれ地方行政機関又は都道府県知事が行う。

- 一 令（物価統制令）第3条第1項但書の規定による許可
- 二 令第4条の規定による指定
- 三 令第8条ノ2但書の規定による別段の定及び許可

○国民生活安定緊急措置法（昭和48年12月22日法律第121号）

附 則

第4条 この法律の施行の際改正前の物価統制令第4条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年9月12日厚生省令第38号）

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第四条及び物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定に基き、並びに物価統制令を実施するため、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令を次のように定める。

（公衆浴場入浴料金）

第1条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 12才以上の者についての入浴料金
- 二 6才以上12才未満の者1人についての入浴料金
- 三 6才未満の者1人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第2条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項の規定に基づき、前条第1項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。
この場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

平成元年7月31日

北海道知事 横路孝弘様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会長 菅原秀人

公衆浴場入浴料金に関する答申について

平成元年6月2日食品第174号をもって諮問のあった公衆浴場入浴料金の統制額については、慎重に審議した結果、次のとおり改定することを適当と認め、答申します。

記

区 分	改 定	現 行
大人（12歳以上の者）	280円	260円
中人（6歳以上12歳未満の者）	120円	120円
小人（6歳未満の者）	60円	60円

道内の公衆浴場をとりまく環境は、近年、転・廃業の進行、利用客の横ばい、専業浴場の経営難等極めて厳しい状況にある。

本審議会は、公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場が快適で清潔なサービスを供給できるよう、公衆浴場経営実態調査に基づき、適正な入浴料金の算定について審議し、本年は入浴料金を改定する必要があるとの結論に達した。

また、本年度から実施される消費税については、営業費用のうち用水費、燃料費、光熱費、備品・消耗品費等課税対象品目について、消費税相当額を加算し、浴場業界の経営努力のもとに料金に与える影響が最小限となるよう努めた。

その結果、入浴料金は、大人料金のみを現行の 260円から 280円に改定し、中人、小人入浴料金は現行どおり 120円、60円に据え置くことが適当であると認めた。

公衆浴場の社会的使命及び厳しい経営環境を十分認識し、利用者の利便の確保及び経営の安定を図るため、次のことについて努力されるよう要望する。

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、公衆浴場の経営安定及び確保について、国と連携を保ちながら所要の施策を講ぜられたい。

- 2 公衆浴場が地域に密着した施設であることに鑑み、客数が基準を下回る公衆浴場で地域住民に欠くことのできない施設については、特に、市町村と連携を密にし、その維持運営が図られるよう引き続き必要な措置を講ぜられたい。
- 3 公衆浴場業界に対し、公衆浴場の経営安定を図るために、経営の近代化、多角化を一層推進するよう指導されたい。
- 4 公衆浴場業界に対し、入浴利用客数が横ばい状況にあることに鑑み、自家風呂利用者をも誘引できるよう、更にサービス、施設等の改善、公衆浴場のPR等、業界あげて需要喚起を図るよう指導されたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

科目		項目	実態調査結果	推定	摘要																														
収	入浴料金収入		円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均入浴客数</th> <th>1ヶ月平均営業日数</th> <th>入浴料金</th> <th>収入額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>日</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>109.3</td> <td>26.0</td> <td>280</td> <td>795,704</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>12.1</td> <td>26.0</td> <td>120</td> <td>37,752</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>5.3</td> <td>26.0</td> <td>60</td> <td>8,268</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>126.7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>841,724</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均入浴客数	1ヶ月平均営業日数	入浴料金	収入額		人	日	円	円	大人	109.3	26.0	280	795,704	中人	12.1	26.0	120	37,752	小人	5.3	26.0	60	8,268	計	126.7	-	-	841,724
		項目 区分	1日平均入浴客数	1ヶ月平均営業日数	入浴料金	収入額																													
			人	日	円	円																													
		大人	109.3	26.0	280	795,704																													
		中人	12.1	26.0	120	37,752																													
小人	5.3	26.0	60	8,268																															
計	126.7	-	-	841,724																															
営業外収入		26,829	26,829																																
収益合計			741,123	868,553																															
業	人件費		431,354	493,076	公労委の仲裁裁定ベースアップ率などを考慮																														
	用水費	上水道料	14,500	15,578	推定 4.3%増 + 3%増																														
		下水道料	2,930	3,102	推定 2.8%増 + 3%増																														
	燃料費		84,523	85,138	1 重油～実勢価格で算定 2 廃油～実態調査の額 3 廃材～実態調査の額×ベア率																														
	光熱費		38,465	36,976	値下げ、電気税廃止分減 + 3%増																														
	消耗品費		14,803	15,369	推定 0.8%増 + 3%増																														
	修繕費		23,579	24,481	推定 0.8%増 + 3%増																														
	借損費		4,376	4,376																															
	備品費		3,929	4,047	+ 3%増																														
	火災保険料		8,943	8,943																															
減価償却費		69,551	69,551																																
用	公租公課		8,882	9,056	上昇見込み額上積み																														
	旅費及び交通費		1,760	1,813	+ 3%増																														
	会費及び交際費		12,685	12,685																															

営業費用	支払利子	14,826	14,826	
	その他の諸経費	14,715	15,298	+ 3%増+20円
	計	749,821	814,315	
	資本報酬	37,248	43,790	自己資本の10%
	建物再調達費	6,982	10,448	建物評価額の 5%
	費用合計	794,051	868,553	
	収支差	△52,928	0	

平成9年6月9日

北海道知事 堀 達 也 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 内 田 昌 利

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成9年5月8日に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり改定することが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	改 定	現 行
大人（12歳以上の者）	360円	340円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、自家風呂の普及等に伴う利用者の減少、営業費用の高騰、施設・設備の老朽化等による経営環境の悪化や後継者不足等により転廃業が進み施設数は年々減少している。

公衆浴場は、住民の日常生活に欠くことのできない施設として公衆衛生の向上に寄与しており、近年は、住民のふれあいの場として、また、市町村の福祉事業として、高齢者を対象とした福祉入浴を実施するなど公衆浴場の役割が再認識されている。

本審議会は、こうした公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場が、より清潔で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議するため、小委員会を設置し、調査検討した結果、本年は、入浴料金を改定する必要があるとの結論に達した。

入浴料金は、大人料金を340円から360円に改定し、中人料金の140円及び小人料金の70円は、現行どおり据え置くことが適当であると認めた。

公衆浴場業界は、公衆浴場の振興のために、これまで施設・設備の近代化や経営の改善、入浴サービスの充実等に努めてきているところであるが、審議会としては、公衆浴場業界に対し、引き続き、経営の健全化に努めるとともに、自家風呂保有者の需要を喚起できるよう「魅力ある公衆浴場づくり」を推進するよう求めることとした。

なお、これらのことが推進されるよう、北海道として、次の事項について、引き続き、努力されるよう要望する。

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づき、公衆浴場の経営の安定とその確保を図るために、国と連携を保ちながら所要の施策を講ぜられたい。
- 2 公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であることから、実態調査による1日平均入浴客数を下回る公衆浴場の維持運営が図られるよう、市町村と連携を図りながら必要な措置を講ぜられたい。
- 3 公衆浴場の経営の安定を図るため、公衆浴場業界に対し、経営の健全化に努めるとともに、多角化を推進するよう指導されたい。
- 4 公衆浴場の活性化を図るため、公衆浴場業界に対し、自家風呂保有者の需要を喚起できるよう「魅力ある公衆浴場づくり」をより一層推進するとともに、高齢者や子供等に配慮したサービスを積極的に行うよう指導されたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位:円)

事項		実態調査結果 (平成8年1月~12月)	推定	備考																														
項目																																		
収入	入浴料金			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>19年平均入浴 回数(人)</th> <th>営業日数 (日)</th> <th>入浴総数 (人)</th> <th>月収入額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大</td> <td>人</td> <td>109.4</td> <td>26.0</td> <td>360</td> <td>1,023,984</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>人</td> <td>4.0</td> <td>26.0</td> <td>140</td> <td>14,560</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>人</td> <td>2.4</td> <td>26.0</td> <td>70</td> <td>4,368</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>115.8</td> <td>26.0</td> <td>-</td> <td>1,042,912</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	19年平均入浴 回数(人)	営業日数 (日)	入浴総数 (人)	月収入額 (円)	大	人	109.4	26.0	360	1,023,984	中	人	4.0	26.0	140	14,560	小	人	2.4	26.0	70	4,368		計	115.8	26.0	-	1,042,912
	区分	項目	19年平均入浴 回数(人)	営業日数 (日)	入浴総数 (人)	月収入額 (円)																												
	大	人	109.4	26.0	360	1,023,984																												
中	人	4.0	26.0	140	14,560																													
小	人	2.4	26.0	70	4,368																													
	計	115.8	26.0	-	1,042,912																													
収入	営業外	958,936	1,042,912																															
益	収入	44,825	46,325	老人開放促進費補助金増額分																														
	収益合計	1,003,761	1,089,237																															
営業費用	人件費	572,484	609,193	国営4企業賃上げ率等																														
	賦課	上水道	16,228	16,725	1.1%増+消費税改定額																													
		下水道	2,909	2,965	消費税改定額																													
	燃料費	106,871	116,901	1 重油~実勢価格 2 廃材~1.6%増 3 廃油、灯油、ガス~消費税改定額																														
	光熱費	54,754	55,817	消費税改定額																														
	旅費・交通費	877	894	消費税改定額																														
	消耗品費	17,488	17,768	1.6%増																														
	修繕費	24,605	24,999	1.6%増																														
	備品費	7,985	8,113	1.6%増																														
	借損料	6,625	6,625																															
	保険料等	7,954	7,954																															
	会費・交際費	12,591	12,591																															
	減価償却費	79,389	79,389																															
	公租公課	17,387	17,387																															
	支払利子	24,641	24,641																															
その他諸経費	21,423	21,862	1.6%増																															
	計	974,211	1,023,824																															
	資本報酬	51,988	52,809	自己資本の10%																														
	建物再調達費	12,434	12,604	建物評価額の5%																														
	費用合計	1,038,633	1,089,237																															
	収支差	△ 34,872	0																															

平成17年8月22日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会 長 高 木 裕 之

公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成17年7月21日付け食品第345号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	380円	370円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、近年の著しい原油価格の高騰によって、その経営環境が一層、厳しくなってきたという状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と燃料費の高騰などによる厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識で一致した。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、現在の経済状況において入浴料金を値上げすることは利用者に多大な負担増加を強いることとなることから、公衆浴場事業者の理解と一層の経営努力に期待し算定した経費のうち事業主の人件費及び資本報酬を据え置き、また営業経費を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は大人料金を370円から380円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、急激な原油価格の高騰を考慮し、今後、燃料費が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与してきたことはもとより、住民のふれあいの場として重要な役割を担ってきたところであるが、平成16年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることが明確に規定され、地方公共団体に対する更なる健康増進等の取組の促進と公衆浴場経営者の地方公共団体の施策に対する協力について規定されている。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、住民の健康増進を推進するための取組を行っていくほか、中人、小人の入浴客数が極端に少ないという状況を勘案し、子供たちに入浴の楽しさを知ってもらい若年層の入浴需要を高め、また、主要な客層である高齢者向けのサービスを充実させる等、少子高齢化社会に対応すべく必要な方策について公衆浴場業界に検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に努めていくよう、引き続き所要の施策を講ずるよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

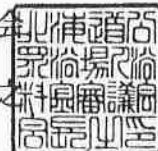
事項		実態調査 結果 (平成17年5月)	推 定	備 考	
収 入	入浴料金	1,105,081	1,134,948	所要入浴料金収入増加額=推定営業費用合計-H17収益合計(実態調査) =1,195,408-1,161,523=33,885円 所要値上げ率=33,885/1,105,081=3.0663% 所要料金設定(大人)=370円(現行)×(1+所要値上げ率)=381.345円 ≒380円 推定入浴料金収入額(380円)=(1,105,081+33,885)×380/381.345 =1,134,948円	
	営業外収入	56,442	60,460	営業外収入：実態調査額+4,018(経営努力)	
	収益合計	1,161,523	1,195,408	所要入浴料金収入との差額=(1,105,081+33,885)-1,134,948=4,018円	
営 業 費 用	人件費	事業主	389,598	389,598	前回審議会基準額×賃上げ率(H14~H17)-18,959 (据え置き) [389,598×1.0127×1.0111×1.0118×1.0122-18,959]
		従業員	264,375	267,600	実態調査額×賃上げ率(平成17年分) [264,375×1.0122]
	用水費	上水道料	14,842	15,035	実態調査額×(1+平均上昇率1.3%)
		下水道料	3,703	3,703	実態調査額
	燃料費	127,978	151,814	○重油、灯油：H17平均価格 ○ガス、廃材：実態調査額 [2,801L×48.8+55L×58.93+6,262+5,622]	
	光熱費	63,832	55,128	実態調査額×(1+電気料金改定率：-4.04%)×90%(経営努力)	
	消耗品費	23,025	20,743	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	修繕料	27,418	24,701	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	借損料	31,232	31,232	実態調査額	
	備品費	3,319	2,990	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)	
	保険料等	7,824	7,824	実態調査額	
	旅費及び交通費	654	589	実態調査額×90%(経営努力)	
	会費及び交際費	14,824	13,342	実態調査額×90%(経営努力)	
	減価償却費	72,092	72,092	実態調査額	
公租公課	20,979	20,979	実態調査額		
支払利子	14,445	14,445	実態調査額		
その他諸経費	35,688	32,152	実態調査額×(1+消費者物価上昇率：0.1%)×90%(経営努力)		
計	1,115,828	1,123,967	—		
資本報酬	53,619	53,619	自己資本×10%-5,122 (据え置き)		
建物再調達費	12,992	17,822	建物評価額×5%		
費用合計	1,182,439	1,195,408	—		
収支差	-20,916	0	—		

平成20年7月18日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道公衆浴場入浴料金審議会

会長 高木 裕



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成20年6月20日付け食品第232号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	420円	390円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、入浴客数の減少や、近年の著しい原油価格の高騰によって、その経営環境が一層、厳しくなっている状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と燃料費の高騰などによる厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識に至った。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であるにもかかわらず、現在の経済状況において入浴料金を値上げすることは、多大な負担増加を強いることとなることから、公衆浴場事業者の理解と一層の経営努力に期待し、算定した経費のうち事業主の人件費を据え置き、また営業経費及び資本報酬を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は大人料金を390円から420円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、急激な原油価格の高騰を考慮し、今後、燃料費が更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与してきたことはもとより、住民のふれあいの場として重要な役割を担ってきたところであるが、平成16年に「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が改正され、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることが明確に規定され、地方公共団体に対する更なる健康増進等の取組の促進と公衆浴場経営者の地方公共団体の施策に対する協力について規定されている。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって健康増進や交流を推進する場として必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、入浴客の減少傾向に対応し、その需要を高めるための方策をはじめ、一層の経費節減を図る上で有効と考えられる方策、原油価格高騰の長期化に対応し、代替燃料の導入促進や安定確保を図るための方策について、公衆浴場業界に積極的な検討を求めたい。

また、道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に向け、引き続き所要の施策を講ずるとともに、原油価格の動向が公衆浴場の経営に及ぼす影響を小さくするため、化石燃料からの転換促進についても配慮するよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査 結果 (平成20年5月)	推定	備考																									
収入	入浴料金 収入		1,075,779	1,162,434	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>105.6</td> <td>26</td> <td>420</td> <td>1,153,152</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>2.0</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>7,280</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1.1</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>2,002</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108.7</td> <td></td> <td></td> <td>1,162,434</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人	105.6	26	420	1,153,152	中人	2.0	26	140	7,280	小人	1.1	26	70	2,002	計	108.7			1,162,434
		項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数		入浴 料金	収入 金額																							
		大人	105.6	26		420	1,153,152																							
中人	2.0	26	140	7,280																										
小人	1.1	26	70	2,002																										
計	108.7			1,162,434																										
益	営業外 収入		57,219	61,227	実態調査額+4,008円(経営努力)																									
	収益 合計		1,132,998	1,223,661																										
営業 費用	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額×賃上げ率(H18~H20)-13,596円(据え置き) [389,598円×1.0120×1.0110×1.0115-13,596円]																									
		従業員	258,579	261,553	実態調査額×賃上げ率(H20) [258,579円×1.0115]																									
	用水費	上水道料	15,442	15,643	実態調査額×(1+平均上昇率:1.3%)																									
		下水道料	5,364	5,364	実態調査額																									
	燃料費		177,682	232,799	○重油、灯油：H20平均価格(3ヶ月) ○ガス、廃油、廃材：実態調査額 [2,202L×94.75円(重油)+31.1L×98.1円(灯油)+9,575円(ガス)+7,355円(廃油)+4,178円(廃材)]																									
	光熱費		59,426	55,177	(実態調査額+燃料費調整額)×90%(経営努力)																									
	消耗品費		15,145	13,671	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	修繕料		20,463	18,472	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	借損料		12,050	12,050	実態調査額																									
	備品費		2,656	2,398	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																									
	保険料等		7,045	7,045	実態調査額																									
	旅費及び交通費		457	411	実態調査額×90%(経営努力)																									
	会費及び交際費		12,718	11,446	実態調査額×90%(経営努力)																									
	減価償却費		55,591	55,591	実態調査額																									
	公租公課		38,606	38,606	実態調査額																									
支払利子		10,527	10,527	実態調査額																										
その他諸経費		32,682	29,502	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:0.3%)×90%(経営努力)																										
	計		1,114,031	1,159,853																										
	資本報酬		53,619	47,555	自己資本×10%×90%(削減)																									
	建物再調達費		17,822	16,253	建物評価額×5%																									
	費用合計		1,185,472	1,223,661																										
	収支差		-52,474	0																										



答 申 書

北海道公衆浴場入浴料金審議会



平成26年7月18日

北海道知事 高橋はるみ様

北海道公衆浴場入浴料金審議

会長 今村



公衆浴場入浴料金の統制額について（答申）

平成26年6月20日付け食衛第323号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であると認めたので、答申します。

記

区 分	答 申 額	現 行 額
大人（12歳以上の者）	440円	420円
中人（6歳以上12歳未満の者）	140円	140円
小人（6歳未満の者）	70円	70円

道内の公衆浴場は、その数が年々減少してきており、また、入浴客数の減少や、原油価格の高止まり、さらには、本年4月に施行された消費税率の引き上げにより、その経営環境が一層、厳しくなっている状況である。

こうした中、本審議会は知事からの諮問を受け、公衆浴場の重要な役割と厳しい経営環境を十分認識し、公衆浴場がより衛生的で快適なサービスを提供できるよう、その適正な入浴料金について審議した結果、入浴料金の値上げはやむを得ないとの認識に至った。

しかし、公衆浴場が住民の特に自家風呂を持たない人々の日常生活において欠くことのできない施設であることから、入浴料金の大幅な値上げにより利用者に多大な負担増加を強いることのないよう、公衆浴場営業者の理解と一層の経営努力に期待し、算定した経費のうち、事業主の人件費を据え置き、また、営業経費を節減していくことで値上げ幅を極力抑えることが必要であると判断した。

その結果、入浴料金は、大人料金を420円から440円に改定し、中人料金及び小人料金は現行どおり据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、今後、燃料費が増加し更なる経営の圧迫をもたらすこととなった場合、また、消費税率がさらに引き上げられることとなった場合は、改めて適正な入浴料金の検討が必要である。

公衆浴場は、多くの住民に入浴の機会を提供することによって、地域の保健衛生水準の維持に寄与するとともに、交流の場ともなっており、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることから、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」において、地方公共団体に対しては、健康増進等のため公衆浴場の活用について適切な配慮をすること、公衆浴場経営者に対しては、地方公共団体の施策に協力することを規定している。

本審議会としては、公衆浴場が住民にとって健康増進や交流を推進する場として必要不可欠な存在であることから、安全で良質なサービスの提供とともに経営の安定に努めていくことが重要と考え、入浴客数の減少傾向に対しては、サービス内容のPR等、入浴需要を高めるための方策について、原油価格の高止まりに対しては、代替燃料の安定確保と活用を進める方策について、その他、一層の経費節減を図る方策について、公衆浴場業界に積極的な検討を求めたい。

道に対しては、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」の趣旨に沿い、国及び市町村と連携を保ちながら公衆浴場の経営の安定及び利用者の利用機会の確保に向け、引き続き所要の施策を講ずるとともに、原油価格の動向が公衆浴場の経営に及ぼす影響を小さくするため、化石燃料からの転換促進について今後とも配意するよう求めたい。

併せて、公衆浴場営業者が直面している厳しい経営環境を考慮し、入浴料金改定を早期に施行するよう求めたい。

公衆浴場入浴料金原価計算書

(単位：円)

項目		事項	実態調査 結果 (平成26年5月)	推 定	備 考																									
収入	入浴料金 収入		1,001,025	1,062,308	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>1日平均 入浴客数</th> <th>営業 日数</th> <th>入浴 料金</th> <th>収入 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>92.0</td> <td>26</td> <td>440</td> <td>1,052,480</td> </tr> <tr> <td>中人</td> <td>2.1</td> <td>26</td> <td>140</td> <td>7,644</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1.2</td> <td>26</td> <td>70</td> <td>2,184</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>95.3</td> <td></td> <td></td> <td>1,062,308</td> </tr> </tbody> </table>	項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額	大人	92.0	26	440	1,052,480	中人	2.1	26	140	7,644	小人	1.2	26	70	2,184	計	95.3			1,062,308
		項目 区分	1日平均 入浴客数	営業 日数	入浴 料金	収入 金額																								
		大人	92.0	26	440	1,052,480																								
中人	2.1	26	140	7,644																										
小人	1.2	26	70	2,184																										
計	95.3			1,062,308																										
益	営業外 収入		62,523	65,107	実態調査額+2,584円(経営努力)																									
合	収益 合計		1,063,548	1,127,415																										
営業 費	人件費	事業主	389,598	389,598	前審議会基準額(据え置き)																									
		従業員	235,133	239,271	実態調査額×(1+H26賃上げ率:1.76%)																									
	用水費	上水道料	10,397	10,758	実態調査額×(1+平均上昇率:0.6%)×消費税加算分																									
		下水道料	5,571	5,730	実態調査額×消費税加算分																									
	燃料費		133,916	144,703	○重油、灯油：実態調査使用量×H26平均単価(3ヶ月) [1,000.3L×99.73円(重油)+45.0L×105.33円(灯油)] ○ガス、廃油、廃材：実態調査額×消費税加算分 [7,313円(ガス)+27,371円(廃油)+5,519円(廃材)]																									
	光熱費		65,868	65,319	(実態調査額+燃料費調整額:979円)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	消耗品費		17,761	17,564	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	修繕料		18,074	17,872	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	借損料		8,600	8,600	実態調査額																									
	備品費		3,938	3,894	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	保険料等		5,962	5,962	実態調査額																									
	旅費及び交通費		560	547	実態調査額×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	会費及び交際費		14,082	13,378	実態調査額×95%(経営努力)																									
	減価償却費		63,423	63,423	実態調査額																									
用	公租公課		34,078	35,773	○消費税以外：実態調査額 [17,320円] ○消費税：入浴料金収入に係る消費税相当額×課税事業者割合 [1,062,308円×8/108×(1-0.5)]×0.469]																									
	支払利子		9,344	9,344	実態調査額																									
	その他諸経費		34,499	34,115	実態調査額×(1+消費者物価上昇率:1.2%)×消費税加算分×95%(経営努力)																									
	計		1,050,804	1,065,851																										
資本報酬		47,555	44,304	自己資本×10%																										
建物再調達費		16,253	17,260	建物評価額×5%																										
費用合計		1,114,612	1,127,415																											
収支差		-51,064	0																											